

# 木造住宅耐震診断、耐震改修助成事業等の募集について

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部に補助金が交付されます。

詳細につきましては、伊根町総務課総務係(0772-32-0501)までご相談ください。

\*対象となる住宅は、現にお住いの住宅または改修後にお住まいになる住宅です。

\*耐震改修事業実施にあたっては、事前に耐震診断が必要となります。

## 補助要件

事業区分	補助要件	補助内容
【耐震診断】 木造住宅耐震診断士派遣事業	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和56年5月31日以前に着工したもの</li><li>木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの</li><li><u>自己診断の結果</u>、倒壊等の危険性が高いもの</li></ul>	耐震診断士の派遣に要する経費について、交通費相当分(3千円)を除く全額を補助します。
【耐震改修】 木造住宅耐震改修事業費補助について	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和56年5月31日以前に着工したもの</li><li>延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの</li><li><u>耐震診断結果が1.0未満</u>のものを改修後1.0以上に向上させるもの</li></ul>	耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の4/5(最高120万円)を補助します。 *診断士(一級建築士)による証明が必要となります。
【耐震改修】 木造住宅簡易耐震改修事業費補助について	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和56年5月31日以前に着工したもの</li><li>延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの</li><li>屋根を軽量化すること等京都府知事が別に定める簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの</li></ul>	簡易耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の4/5(最高40万円)を補助します。 *診断士(一級建築士)による証明が必要となる場合もあります。